

裁判所出張所電話架設に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十一日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿參年一月廿四日

裁判所出張所電話架設に關する質問主意書

一、裁判所出張所たる登記所の大部分に電話がないので、警察の電話を利用してあるが、登記所と警察署の離れてゐるため、時間を多く要し不便の上ない又、警察電話も敗戦後の犯罪激増で空いてゐる時間が少ないので、数時間も登記所員が余分に時間を消費するのは非能率的である、政府は登記所に電話を新規架設すべきであるが所見を問う。

二、全國の登記所の未開通電話の數も報告されたい。

右質問に対し御答弁を要求する。